

令和4年10月より選定療養費の金額が変更となります

令和4年度診療報酬改定に伴い、令和4年10月1日より選定療養費を以下の通り改定いたします。

【初診時の選定療養費】

他の医療機関等で作成された紹介状を持たずに来院し、当院を初診で受診される方。
初診時に下記金額をご負担頂きます。

注1) 当院受診中であっても、新たな診療科を受診する場合は、初診と同じく

他院からの紹介状や主治医からの院内紹介がない場合、初診患者扱いとなり下記金額ご負担頂きます。

注2) 救急・国の公費患者さんを除く

日付	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日より
金額	【医科】 5,500円（税込）	【医科】 7,700円（税込）
	5,000円（非課税）※	7,000円（非課税）※
	【歯科】 5,500円（税込）	【歯科】 5,500円（税込）
	5,000円（非課税）※	5,000円（非課税）※

※その診療費について消費税及び地方消費税を課さない場合

【再診時の選定療養費】

当院通院中に病状が安定したため他の医療機関に紹介させていただきましたが、
ご自身の判断で引き続き当院を紹介状を持たずに受診された方。
下記金額をご負担頂きます。

日付	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日より
金額	【医科】 2,750円（税込）	【医科】 3,300円（税込）
	2,500円（非課税）※	3,000円（非課税）※
	【歯科】 2,750円（税込）	【歯科】 2,750円（税込）
	2,500円（非課税）※	2,500円（非課税）※

※その診療費について消費税及び地方消費税を課さない場合

〔保険給付範囲からの控除〕

別に選定療養費を求める患者（あえて紹介状なしで受診する患者等）の初診・再診について
以下の点数を保険給付範囲から控除

初診：医科 200点、 歯科 200点

・再診：医科 50点、 歯科 40点